

第 5 次魚津市総合計画策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度～令和 2 年度の 10 年間の計画期間とする魚津市第 4 次総合計画において、「ふるさとを活かし、誰もが主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念に、「心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆つなぐまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

この間も少子高齢化や人口減少はますます進展し、社会保障関係費や企業等の雇用確保等に影響を及ぼしています。また、北陸新幹線の開業による交通や人の流れの変化、情報通信技術の発展、地球温暖化の進展など本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

一方、本市の財政状況は、社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化による維持管理費の増加等により、今後さらに厳しさを増すことが見込まれることから、より一層行財政改革の取組みを進める必要があります。

このような中であっても、多様化する市民のニーズや新たな課題に柔軟かつ適切に対応していくことが求められています。

第 4 次魚津市総合計画の計画期間が終了を迎えるにあたり、今後も持続可能な行財政運営のもと、将来にわたって安全安心な生活を送ることができるまちづくりの方策を示し、市民や企業等と協働して実践していくための指針として、第 5 次魚津市総合計画を策定します。

2 計画の性格と役割

第 5 次魚津市総合計画は、「魚津市自治基本条例（平成 23 年魚津市条例第 16 号）」に基づき策定するものであり、本市の最上位の計画として今後のまちづくりの総合的な指針と位置づけます。

本計画を基に、各分野の個別計画を検討、策定していくことにより体系化を図ります。

3 計画の構成及び計画期間

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとします。また、計画の対象は市が主体となる施策や事業を対象としますが、国や県の計画及び広域的視点から周辺市町村との連携にも配慮したものとします。

（1）基本構想

本市が目指すべき将来像を方向付けるとともに、行政が市民との協働のもとで実現を果たすものとして位置づけ、令和 3 年度からの 10 年間ににおける市民、団体、事業者、行政の共通の指針として、市の理念、将来像、政策の方向を定めます。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を市民、民間及び行政の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものです。実現性を確保するため、成果指標を設定し、策定後の進行管理を行います。社会経済環境の変化等への的確な対応を図るため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

4 計画策定の体制

(1) 総合計画審議会

市長の諮問機関として、学識経験者、各種団体から選出された者等により組織し、市長の諮問に基づき、調査・審議を行います。

(2) 総合計画作成会議（全体）

次長級以上の職員及び各部等の主務課長で組織し、庁内の意思決定機関として庁内案の確認を行います。

(3) 総合計画作成会議（部会）

課長級以上の職員で組織し、計画の研究発案機関として市の将来像と成果指標の研究・発案、目標達成のための政策立案を行います。

5 市民参画の手法

総合計画の策定において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、以下のような手法により、広く市民の意見を聴取し、計画への市民参画に努めます。

(1) 市民アンケート

市の施策満足度やまちづくりへの意識を調査し、計画案に市民の意見を反映させることを目的に実施します。

(2) 団体ヒアリング

地域で活動する各種団体にヒアリングを行い、今後の動向や展望を把握するとともに、と行政との連携方策を検討する基礎資料とすることを目的として実施します。

(3) パブリックコメント

魚津市第5次総合計画案をホームページで公表し、広く意見を求めます。行政運営の公正の確保と透明性の向上、市民との協働による施策の推進を図ることを目的に実施します。

(4) その他

その他、審議会資料や会議録などの策定過程をホームページで公開します。